

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月24日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程</u>	<u>新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規程は、法令、条例、規則その他別に定めるものを除き、市町村立の小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 及び特別支援学校(新潟市立学校を除く。)に勤務する教職員の任免関係について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、法令、条例、規則その他別に定めるものを除き、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校(新潟市立学校を除く。)に勤務する教職員の任免関係について必要な事項を定めるものとする。
(用語の定義)	(用語の定義)
第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 公立学校 市町村立の小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 及び特別支援学校をいう。 (2) 教職員 新潟県市町村立学校職員定数条例(昭和27年新潟県条例第8号)第1条の適用をうける職員で県教育委員会に任命権が属する者のうち、公立学校の校長、 <u>副校長</u> 、教頭、主幹教諭、教諭、講師(日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。以下同じ。)、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員をいう。 (3)～(6) (略) (7) 昇任 当該市町村において、 <u>教頭を副校長に</u> 、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭を教頭に、教諭、養護教諭又は栄養教諭を主幹教諭に、学校栄養職員を栄養主査に、主査を事務主幹に、及び主事を主任に任命することをいう。 (8)・(9) (略) (10) 降任 当該市町村において、 <u>副校長</u> 、教頭又は主幹教諭を教諭、養護教諭又は栄養教諭に、栄養主査を学校栄養職員に、並びに総括事務主幹又は事務主幹を主査、主任又は主事に、及び主査又は主任を主事に任命することをいう。	第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 公立学校 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校をいう。 (2) 教職員 新潟県市町村立学校職員定数条例(昭和27年新潟県条例第8号)第1条の適用をうける職員で県教育委員会に任命権が属する者のうち、公立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師(日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。以下同じ。)、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員をいう。 (3)～(6) (略) (7) 昇任 当該市町村において、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭を教頭に、教諭、養護教諭又は栄養教諭を主幹教諭に、学校栄養職員を栄養主査に、主査を事務主幹に、及び主事を主任に任命することをいう。 (8)・(9) (略) (10) 降任 当該市町村において、教頭又は主幹教諭を教諭、養護教諭又は栄養教諭に、栄養主査を学校栄養職員に、並びに総括事務主幹又は事務主幹を主査、主任又は主事に、及び主査又は主任を主事に任命することをいう。

<p>(11)～(21) (略)</p> <p>(免許状等の資格区分)</p> <p>第4条 教職員の採用に係る免許状等の資格区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 副校長 原則として教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は養護教諭若しくは栄養教諭の普通免許状を所有する者とする。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(校長の採用並びに<u>副校長、教頭及び主幹教諭</u>への昇任)</p> <p>第5条 校長の採用は、当該年度の「新潟県公立義務教育諸学校校長・<u>副校長選考検査</u>」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p><u>2 副校長への昇任は、当該年度の「新潟県公立義務教育諸学校校長・副校長選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(校長等の採用の特例)</p> <p>第7条 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前2条に規定する選考検査受検者以外の者を、選考により採用することができるものとする。</p> <p>(1) 現に教育機関又は教育機関以外の行政機関に在職する者を、校長、<u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭</u>として採用する必要がある場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(学校栄養職員の採用)</p> <p>第8条 学校栄養職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「<u>市町村立義務教育諸学校栄養職員採用試験</u>」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(事務職員の採用)</p> <p>第9条 事務職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「<u>市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験</u>」に合格した者の中から行うものとする。</p>	<p>(11)～(21) (略)</p> <p>(免許状等の資格区分)</p> <p>第4条 教職員の採用に係る免許状等の資格区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(校長の採用並びに教頭及び主幹教諭への昇任)</p> <p>第5条 校長の採用は、当該年度の「新潟県公立義務教育諸学校校長選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(校長等の採用の特例)</p> <p>第7条 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前2条に規定する選考検査受検者以外の者を、選考により採用することができるものとする。</p> <p>(1) 現に教育機関又は教育機関以外の行政機関に在職する者を、校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭として採用する必要がある場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(学校栄養職員の採用)</p> <p>第8条 学校栄養職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「<u>新潟県市町村立小中特別支援学校栄養職員採用試験</u>」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(事務職員の採用)</p> <p>第9条 事務職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「<u>新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験</u>」に合格した者の中から行うものとする。</p>
--	--

<p>(採用にあつての健康診断)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教職員が、地方教育行政法第40条の規定により、一の市町村から免職され、引き続き他の市町村に採用される場合、当該市町村において、教職員のうち、<u>副校長又は教頭</u>を校長に採用する場合その他<u>県教育委員会</u>が必要ないと認める場合にあつては、健康診断は受けることを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職名)</p> <p>第12条 教職員の職名は、校長、<u>副校長</u>、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事とする。</p> <p>(兼務)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 養護教諭については、公立学校の校舎が近接しており、かつ兼務する学校の規模が極めて小さい場合とする。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(休職及び復職)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 復職後、結核性疾患及び精神疾患(精神及び行動の障害並びに自律神経系の障害をいう。)に係る心身の故障にあつては6月以内、それ以外の心身の故障にあつては3月以内で同<u>一</u>疾病による心身の故障により休職を行つた場合の休職期間については、前の休職期間を通算する。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 教職員のうち、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭が、地方教育行政法第40条の規定により、免職され引き続き同一の職名で採用される場合及び校長、<u>副校長</u>、教頭又は主幹教諭が、同条の規定により、免職され引き続き教諭、養護教諭又は栄養教諭として採用される場合にあつては、第6条及び第10条の規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第25条 <u>第5条第2項の規定は、地方教育行政法第40条の規定により、教職員のうち、教頭が免職さ</u></p>	<p>(採用にあつての健康診断)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教職員が、地方教育行政法第40条の規定により、一の市町村から免職され、引き続き他の市町村に採用される場合、当該市町村において、教職員のうち、<u>教頭</u>を校長に採用する場合その他<u>県教育委員会</u>が必要ないと認める場合にあつては、健康診断は受けることを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職名)</p> <p>第12条 教職員の職名は、校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、<u>学校栄養職員</u>、総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事とする。</p> <p>(兼務)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(休職及び復職)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 復職後、結核性疾患及び精神疾患(精神及び行動の障害並びに自律神経系の障害をいう。)に係る心身の故障にあつては6月以内、それ以外の心身の故障にあつては3月以内で同<u>1</u>疾病による心身の故障により休職を行つた場合の休職期間については、前の休職期間を通算する。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 教職員のうち、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭が、地方教育行政法第40条の規定により、免職され引き続き同一の職名で採用される場合及び校長、教頭又は主幹教諭が、同条の規定により、免職され引き続き教諭、養護教諭又は栄養教諭として採用される場合にあつては、第6条及び第10条の規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第25条</p>
--	--

<p><u>れ引き続き副校長に採用される場合に準用する。</u></p> <p><u>2</u> 第5条第<u>3</u>項の規定は、地方教育行政法第40条の規定により、教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が免職され引き続き教頭に採用される場合に準用する。</p> <p><u>3</u> 第5条第<u>4</u>項の規定は、地方教育行政法第40条の規定により、教職員のうち、教諭、養護教諭又は栄養教諭が免職され引き続き主幹教諭に採用される場合に準用する。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (略)</p> <p>II (略)</p> <p>1 新潟県 市町村公立学校校長 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長</p> <p>2 新潟県 市町村公立学校教員 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校(職名)</p> <p>3 新潟県 市町村公立学校学校栄養職員 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校(職名)</p> <p>4 新潟県 市町村公立学校事務職員 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校(職名)</p> <p>III (発令事項)欄の記入 (略)</p> <p>1 採用</p> <p>(1) 校長の場合 (市町村)公立学校校長に採用する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長に補する 教育職(二)4級に決定する ○号給を給する</p> <p>(2) <u>副校長の場合</u> <u>(市町村)公立学校教員に採用する</u> <u>副校長に補する</u> <u>教育職(二)3級に決定する</u> <u>○号給を給する</u> <u>(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる</u></p> <p>(3) <u>教頭の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する 教頭に補する</p>	<p>第5条第<u>2</u>項の規定は、地方教育行政法第40条の規定により、教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が免職され引き続き教頭に採用される場合に準用する。</p> <p><u>2</u> 第5条第<u>3</u>項の規定は、地方教育行政法第40条の規定により、教職員のうち、教諭、養護教諭又は栄養教諭が免職され引き続き主幹教諭に採用される場合に準用する。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (略)</p> <p>II (略)</p> <p>1 新潟県 市町村公立学校校長 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長</p> <p>2 新潟県 市町村公立学校教員 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校(職名)</p> <p>3 新潟県 市町村公立学校学校栄養職員 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校(職名)</p> <p>4 新潟県 市町村公立学校事務職員 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校(職名)</p> <p>III (発令事項)欄の記入 (略)</p> <p>1 採用</p> <p>(1) 校長の場合 (市町村)公立学校校長に採用する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長に補する 教育職(二)4級に決定する ○号給を給する</p> <p>(2) <u>教頭の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する 教頭に補する</p>
---	--

<p>教育職(二)3級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p><u>(4) 主幹教諭の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する 主幹教諭に補する 教育職(二)特2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p><u>(5) 教諭、講師、<u>養護教諭</u>及び<u>栄養教諭</u>の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>注 特別支援学校の場合 校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・<u>養護教諭</u>・<u>栄養教諭</u>の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p><u>(6) 栄養主査及び学校栄養職員の場合</u> (市町村)公立学校学校栄養職員に採用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる (市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p><u>(7) 総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事の場合</u> (市町村)公立学校事務職員に採用する (職名)に補する 行政職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>2 (略)</p> <p>3 兼務</p> <p>(1) 校長の場合 兼ねて(市町村)立(○○小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長に補する</p> <p>(2) <u>校長以外の場合</u> 兼ねて(市町村)立(○○小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p>	<p>教育職(二)3級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p><u>(3) 主幹教諭の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する 主幹教諭に補する 教育職(二)特2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p><u>(4) 教諭、講師、<u>特別支援教諭</u>及び<u>栄養教諭</u>の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>注 特別支援学校の場合 校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・<u>特別支援教諭</u>・<u>栄養教諭</u>の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p><u>(5) 栄養主査及び学校栄養職員の場合</u> (市町村)公立学校学校栄養職員に採用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・特別支援)学校勤務を命ずる (市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p><u>(6) 総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事の場合</u> (市町村)公立学校事務職員に採用する (職名)に補する 行政職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>2 (略)</p> <p>3 兼務</p> <p>(1) 校長の場合 兼ねて(市町村)立(○○小・中・特別支援)学校長に補する</p> <p>(2) <u>主幹教諭、教諭及び講師の場合</u> 兼ねて(市町村)立(○○小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p><u>(3) <u>栄養教諭、栄養主査及び学校栄養職員の場合</u></u> <u>兼ねて(市町村)立(○○小・中・特別支援)</u></p>
--	--

<p>注 兼務を解除する場合は次による。 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校(長)兼務を免ずる ただし、本務職の異動があつた場合は、兼務は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。</p> <p>4 配置換え</p> <p>(1) 校長の場合 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長に補する</p> <p>(2) 校長以外の場合 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>5 昇任</p> <p>(1) <u>副校長に昇任させる</u> <u>教育職(二) 3級に決定する</u> <u>〇号給を給する</u> <u>((市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)</u></p> <p>(2) <u>教頭に昇任させる</u> 教育職(二) 3級に決定する 〇号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>(3) <u>主幹教諭に昇任させる</u> 教育職(二)特2級に決定する 〇号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>(4) <u>栄養主査に昇任させる</u> 学校栄養職3級に決定する 〇号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p>(5) <u>(事務主幹・主任)に昇任させる</u> 行政職〇級に決定する 〇号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>6 転任 (総括事務主幹・事務主幹・主査)に転任させる 行政職〇級に決定する 〇号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支</p>	<p><u>学校勤務を命ずる</u></p> <p>(4) <u>主査、主任及び主事の場合</u> <u>兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</u></p> <p>注 兼務を解除する場合は次による。 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校(長)兼務を免ずる ただし、本務職の異動があつた場合は、兼務は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。</p> <p>4 配置換え</p> <p>(1) 校長の場合 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長に補する</p> <p>(2) 校長以外の場合 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>5 昇任</p> <p>(1) <u>教頭に昇任させる</u> 教育職(二) 3級に決定する 〇号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>(2) <u>主幹教諭に昇任させる</u> 教育職(二)特2級に決定する 〇号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>(3) <u>栄養主査に昇任させる</u> 学校栄養職3級に決定する 〇号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p>(4) <u>(事務主幹・主任)に昇任させる</u> 行政職〇級に決定する 〇号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>6 転任 (総括事務主幹・事務主幹・主査)に転任させる 行政職<u>〇</u>級に決定する 〇号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務</p>
--	--

<p>援)学校勤務を命ずる</p> <p>7 (略)</p> <p>8 降任</p> <p>(1) (教諭・<u>養護教諭</u>・栄養教諭)に降任する</p> <p>教育職(二)2級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>(2) 学校栄養職員に降任する 学校栄養職○級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる) ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p>(3) (主査・主任・主事)に降任する 行政職○級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>9～18 (略)</p> <p>19 再任用</p> <p>(1) 校長に再任用する場合 (市町村)公立学校校長に再任用する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長に補する 教育職(二)4級に決定する 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) 教諭、講師、<u>養護教諭</u>又は栄養教諭に再任用する場合 (市町村)公立学校教員に再任用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>注 特別支援学校の場合 校長・教諭・講師・<u>養護教諭</u>・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合 (市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する</p>	<p>を命ずる</p> <p>7 (略)</p> <p>8 降任</p> <p>(1) (教諭・<u>特別支援教諭</u>・栄養教諭)に降任する</p> <p>教育職(二)2級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>(2) 学校栄養職員に降任する 学校栄養職○級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる) ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p>(3) (主査・主任・主事)に降任する 行政職○級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>9～18 (略)</p> <p>19 再任用</p> <p>(1) 校長に再任用する場合 (市町村)公立学校校長に再任用する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長に補する 教育職(二)4級に決定する 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) 教諭、講師、<u>特別支援教諭</u>又は栄養教諭に再任用する場合 (市町村)公立学校教員に再任用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>注 特別支援学校の場合 校長・教諭・講師・<u>養護教諭</u>・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合 (市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する</p>
--	--

<p>(市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで (4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合 (市町村)公立学校学校事務職員に再任用する (職名)に補する 行政職〇級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで 注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。 (5)・(6) (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p>(市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで (4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合 (市町村)公立学校学校事務職員に再任用する (職名)に補する 行政職〇級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで 注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。 (5)・(6) (略)</p> <p>IV (略)</p>
--	--